

# プロイセン中間学校と三分岐複線型学校制度の完成

寺 澤 幸 恭

## Die preußische Mittelschule und die Vollendung des Drei-Gliederung-Schulwesen

**Yukiyasu Terazawa**

### はじめに

#### I. 中間学校の発展段階

- (1) 1872年の「一般規程」
- (2) 1910年「新制中間学校規程」
- (3) 第一次大戦後

#### II. 一年志願兵資格と「第2上級成熟」

#### III. 「中間成熟証明」と三分岐複線型学校制度の完成

結 び

### は じ め に

ドイツ連邦共和国（西ドイツ）の中級段階の普通教育を特徴づけている、ギムナジウム [Gymnasium], レアルシューレ [Realschule] およびハウプトシューレ [Hauptschule] の、いわゆる三分岐複線型学校制度が基本的にどの時点で成立したか、については異なる見解が示されている。梅根は1872年のプロイセンの「一般諸規定」による中間学校の制度化をもって、「プロイセンの学校制度は完全に三線型となった<sup>1)</sup>」としたが、ルントグレーンはプロイセンで中間学校の卒業レベルに「中間成熟証明」 [die mittlerer Reife] が設定され（1927年）、これが全国的に導入された1931年を「三分岐された学校制度」の成立時点としている<sup>2)</sup>。両者の見解の相違は、1867年の北ドイツ連邦結成以後その盟主となったプロイセンにおける中間学校制度の法的整備に注目するのか、あるいはドイツ全体において中間学校が学校教育を基準とする資格制度に組み入れられたことを重視するかによるものと考えられる。いずれの見解においてもギムナジウムを中心とする「中等教育機関」系統と、民衆学校（初等教育）系統の中間に位置する第三の系統としての中間学校制度の成立が三分岐複線型学校制度の原型を成立せしめた、という点では共通している。

中間学校制度の整備によって三分岐複線型学校制度が成立したという認識の上に立てば、この中間学校制度整備の歴史的過程こそ三分岐複線型学校制度の成立のメカニズムとその特質を明らかにする鍵であるといえよう。しかしながら、中等教育機関と民衆学校という二つの系統に比べて、中間学校についての歴史的研究の蓄積は厚くはない。その原因のひとつは中間学校制度そのものの歴史的性格

に関わるものであろう。三系統のなかで法的整備が最も遅れたという事実がそのことを端的に示している。また「中間」学校という名称にも表れているように、初等教育と中等学校のはざまにあって、その両者からはみ出た部分を含み込まれて、その教育目的及び学校組織においてもきわめて多様な性格をもたされたことも学校制度全体における位置づけを困難にしている。また概念の不明確性による統計的処理の困難さがこれに加わっている<sup>3)</sup>。

本稿では1872年から1939年までのプロイセンの中間学校制度を分析対象として<sup>4)</sup>、ドイツにおける三分岐複線型学校制度の完成は1927-31年よりもさらに後の1938-39年のナチスによる中間学校統制によるものであったことを明らかにしようとするものである。三分岐複線型学校制度がナチスの露骨なまでの国民の選別政策のなかでその本質が公然たるものになったと考えるからである。

## I. 中間学校の発展段階

### (1) 1872年の「一般規程」

まず中間学校の発展過程を教育行政による中間学校の組織形態規定にもとづいて概観してみよう。ドイツでは19世紀初頭から中間的学校 [die mittlere Schulen] と総称されていた一群の教育施設が存在していた。これらの教育施設は「19世紀を通してながらく民衆学校と中等学校とのあいだの灰色地帯<sup>5)</sup>」となっていた学校群であり、市民学校 [Bürgerschule]、中間学校 [Mittelschule]、レクトラーツシューレ [Rectoratsschule<sup>6)</sup>]、上級男子学校 [höhere Knabenschule] あるいは都市学校 [Stadt-Schule] などさまざまな名称のもとに多学級民衆学校よりはいくらか程度の高い教養や実生活への準備を与えてきた。これらの学校の共通した特徴は消極的に限定されていたにすぎなかった。すなわち一方では「民衆学校を越える教育」の提供ということで民衆学校と、他方では「中等教育機関としては認められていない」、「下級学校 [die niedere Schule]」ということで、卒業試験実施や一年志願兵になるための学校教育修了証明書発行権<sup>7)</sup>など「資格を与えられた」中等学校 [die höhere Schule] と区別されていた。この種の学校に対する要望は、産業化の進展とともに一層強まり、健全な中産階級の育成を求める講壇社会主義者たちもその振興を熱心に支持していた<sup>8)</sup>。

19世紀後半、リアルギムナジウム [Realgymnasium] やオーバーレアルシューレ [Oberrealschule] など近代的中等学校はその教育水準を上昇させギムナジウム的な性格を強めたため、中間市民階層の教育要求に十分対応しきれなくなっていた。プロイセン当局もこのような教育要求に中間学校制度の整備と振興によって応えようとしたが、そこには9年制中等学校から「中途退学者」となる生徒層を排除しようという意図も含まれていた。

ドイツ帝国創設の翌年にあたる1872年の「中間学校に関する一般的規程および中間学校教科課程 [Allgemeine Bestimmungen über die Mittelschule, Lehrplan für die Mittelschule]」(以下「一般規程」と略称)は、一群の中間的諸学校を「中間学校」という概念のもとに集合しようとするものであり、「中間学校」の基本的な条件は次のように示された。

① 「民衆学校とは別個に設置され、各段階50名以下の少なくとも5段階に分けるものとする。但し

6 級制民衆学校の上級では中間学校の教科課程に準じて教授することができる。

表一 1872年一般諸規程の教科課程（週時間数）

科 目	I	II	III	IV	V	VI
宗 教	2	2	2	3	3	3
ドイツ語（含：読み書き）	4	6	8	12	12	12
算 術	3	3	3	5	5	5
図 形	3	2	2	—	—	—
博 物	2	2	2	—	—	—
物 理（化学）	3	2	—	—	—	—
地 理	2	2	2	2	—	—
歴 史	2	2	2	—	—	—
フランス語	5	5	5	—	—	—
図 画	2	2	2	2	—	—
唱 歌	2	2	2	2	2	2
体 操	2	2	2	2	2	2
計	32	32	32	28	24	24

資料：Maskus, R. (hrsg.) ; Zur Geschichte der Mittel- und Realschule, Klinkhardts Pädagogische Quellentexte, 1966. S. 67. より作成

②「本規程に添付された6級制に構成された教科課程にしたがうこと」（「5級制の学校では下の三級分を二級分にして教授すること」）。ただし「土地の事情により農業、工業、鉱業、商業、商船などを特に重視する必要のある場合には、教科課程の変更が認められる」。

③「本規程で示された試験規程によって資格を認められた教員によってのみ教授すること」。また「中間学校教科課程」（表-1 参照）ではフランス語ないし英語は必修科目として6級制学校の場合第3級から教授すること、ラテン語は選択科目とされた。各地の状況に応じて、この6級制の基準教科課程に準拠して5級制から9級制の中間学校を設置することが認められた。このように「一般規程」は「有能な中間身分の養成のために可能な限り自由な道を提供することができる<sup>9)</sup>」ように意図されたのであるが、裏面からみれば「中間的学校タイプの現状を追認し、その統一化を控え目にめざした<sup>10)</sup>」にすぎなかった。しかしながら「一般規程」により中間学校は「いわゆる中間身分のための実業生活を志向した普通教育機関<sup>11)</sup>」として学校行政の統制のもとに置かれることになった。

梅根はこの「一般規程」を「資本主義社会がもたらした新たな階層分化と職能分化に対応するものであって、歴史的必然であった」と言うこともできるが、しかしそれは民主的勢力の側からの統一学校運動とは逆の方向の施策であった」とし、この中間学校制度によって「三線型〔ギムナジウム・中間学校・民衆学校〕」が成立したとみているが<sup>12)</sup>、ルントグレーンは、(1)標準教科課程の重点は依然として多級民衆学校のそれと区別されておらず、1872年の中間学校は改善された民衆学校とみなされる。それを示しているのが外国語（フランス語）が一科目設けられたにすぎないことである。(2)中間学校は1927年まですべての資格から排除されていた。(3)市民学校、中間学校ないし都市学校などの一部のみが標準教科課程に基づいていたにすぎず、他の学校は中等学校の教科課程を保持（二つの外国語の

教授)していたので、これらの学校は短縮された中等学校とみなされたとしてこの「一般規程」により三分岐複線型学校制度が成立したとはしていない<sup>13)</sup>。

## (2) 1910年「新制中間学校規程」

1886年段階になってもこれらの学校のほぼ半数はまだ5級制にも達していなかった。また「一般規程」で基準として掲げられた6級制中間学校はその修学期間が明確に決められていなかったため、外国語を教授しない5級制以下の中間学校と外国語2科目を教授する9級制中間学校という両極の間に10種類ものさまざまな学校形態が「中間学校」と名のことができるという状態が続いた。さらに「一般規程」では民衆学校にはない外国語の教授が中間学校に認められたものの、民衆学校と中間学校との間に明確な一線が画されなかった。6級制民衆学校の上級クラスで中間学校の教科課程にもとづいて教育できることを認めたように、行政当局は「むしろ中間学校と中等学校との間のような大きな格差ができるのを防ごうとした<sup>14)</sup>」からある。1872年以降の中間学校の実態は「その一部のみが[「一般規程」の]標準教科課程にもとづいていただけであって、他の一部は中等学校の教科課程を保持しており…その根柢は外国語2科目を教授していたことである…、これらの学校は『バイバス学校[Zubringer-Schule]』としての短縮された中等学校とみなされていた<sup>15)</sup>」というものであった。したがって「一般規程」によって中間的諸学校の多様性は基本的には規制されなかつたのである。当時の中間学校の教師たちは中間学校制度の強力な統一化を求めたが<sup>16)</sup>、当局はその後ほぼ40年近くわたって策を構じなかつた。

プロイセンにおける中間学校に対する行政の第二の規制は1910年の「新制中間学校規程」[Bestimmungen über die Neuordnung des Mittelschulwesens von 3. Febr. 1910.]である。「新制中間学校規程」は「前文」で次のように中間学校の必要性を述べている。

「手工業、工芸、商業、工業の領域での発展は、これらの領域に対する男女青年のこれまで以上の高められた養成を求めている。それと同時に国家行政、地方行政及び比較的大きな工業や商業経営における中間的なさまざまな地位への準備教育の需要が一般に認められている。また民衆学校はその最も発展した形態においても、その多くの障害のために、このような要請に応じられていない。すなわち民衆学校は一般的な義務就学学校として活動し、低い水準でしか寄与できないのである。他方中等学校も学術的な面にその目標をおいており、十分に応えることができていない。したがって本来の民衆学校と中等学校の中間に位置づく学校施設の必要性が生じているのである<sup>17)</sup>」。

当時の学校制度についてのこのような認識からプロイセン文部省は、「本来の民衆学校と中等学校との中間に成立した教育機関の必要性が生じたのである」とし、中間学校の性格づけを「この教育機関は学術的な教育という外面を避けつつ児童に彼らの生活環境に親しむようにし、彼らの将来の職業への道を見出す能力を与えるものである」と規定した。

「新制中間学校規程」は中間学校の組織を「完全に構成された中間学校は9級制<sup>18)</sup>をとり、下級、中級、上級の三段階からなるもの」(第1条)とし、「完全に構成された中間学校の第9級に入学できる最低年齢を通常6歳とし、第6級への入学は9歳」(第7条)とした(図-1参照)。民衆学校との関係は「中間学校の下級段階を民衆学校と共にすることによって民衆学校に上構することができる。

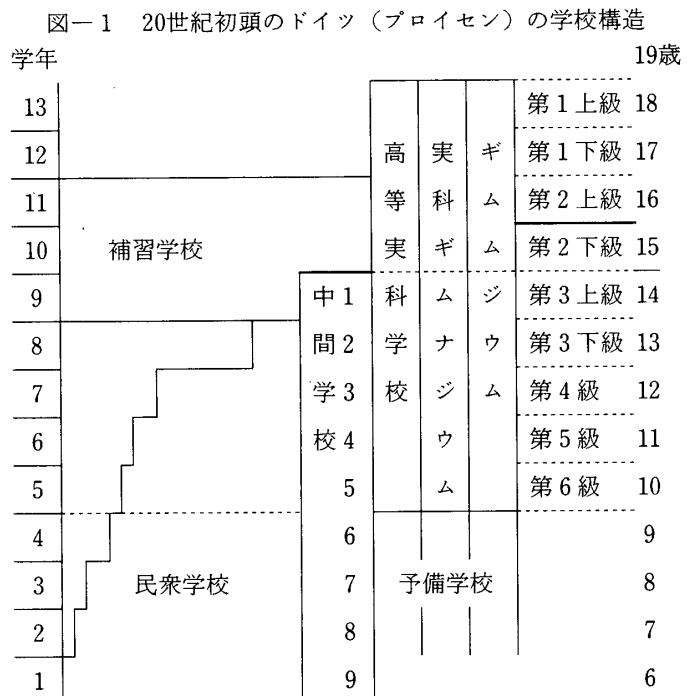
民衆学校の優秀な児童は、中間学校の下級段階の教育目標についての教員の判断に基づいて、試行的に無試験で中間学校の中級段階に進学することが認められる」(第2条)、「中級段階と上級段階のみの中間学校も認められる」(第4条)とし、一応中間学校を独自の教育機関としながらも民衆学校との接続関係を緊密なものにしようとする意図が明らかである。他方「9級制の中間学校を設置するように、または既存のレクトラーツシューレ、オーバーシューレ、ラテン語学校その他の学校を中間学校に転換するように強制することはしない」(第5条)としており、中間的諸学校から中等学校準備機関を排除するという意図はうかがえるものの、現状との妥協が図られている。

「中間学校の下級段階は児童のさまざまな要求に応えられるように、その教科課程および時間割において配慮するものとする」(第2条)として、「新制中間学校規程」では次のような5種類の教科課程を提示した。

- I. 一般的教科課程（「基準形式」）
- II. 特に商業ないし工業的職業を配慮した教科課程
- III. 女子中間学校の教科課程
- IV. [古典語の] ギムナジウムを除くすべての中等学校への進学を可能にする教科課程
- V. [古典語の] ギムナジウムへの進学を可能にする教科課程

各形式の特徴をみると、[I]～[III]は科目構成においてはほぼ共通しており、主な相違点は週時間数の配分にあった。英語を必修とし、フランス語を選択していた。算数のなかに簿記を含むことを明記している。手工及び園芸作業が選択として入っている。[IV]と[V]は中等学校の教科課程に準拠しており、[IV]がラテン語、フランス語、英語を必修にし、[V]はラテン語、ギリシャ語、フランス語を必修にしていた<sup>19)</sup>。

[表-2]によれば、1911年プロイセンの中間学校632校のうち近代外国語（複数）のみ必修としている学校が校数〔422校（66.8%）〕においても生徒数（男子73.3%，女子84.3%）においても主流をなしているが、古典語を少なくとも1科目教授していた学校は144校（22.8%）あり、男子生徒数の10.8%を占めていた。とくにギムナジウムへの準備教育をめざしていたと思われるラテン語、ギリシャ語とともに必修としている学校が49校（7.8%，男子生徒の3.7%）存在していたことは注目すべきであろう。他方で55校（8.7%，男子13.3%，女子9.0%）の中間学校は依然として外国語を教授していなかっ



資料：Michael, B. /H. -H. Schepp (hrsg.) ; Politik und Schule von der Französischen Revolution bis zur Gegenwart Bd. 2. 1974. S. 103. をもとに作成

表一 2 プロイセン中間学校外国語教育類型（1911年）

ラテン語、ギリシャ語ともに必修		
(1) 校数	49	
(2) 男子生徒数	3,401	
(3) 女子生徒数	407	
ラテン語必修、ギリシャ語選択		
(4) 校数	11	
(5) 男子生徒数	877	
(6) 女子生徒数	132	
ラテン語ギリシャ語ともに選択		
(7) 校数	8	
(8) 男子生徒数	444	
(9) 女子生徒数	208	
小計 [(1)~(9)]		
(10) 校数	68	
(11) 男子生徒数	4,722	
(12) 女子生徒数	747	
ラテン語必修		
(13) 校数	36	
(14) 男子生徒数	2,423	
(15) 女子生徒数	1,038	
ラテン語選択		
(16) 校数	40	
(17) 男子生徒数	2,770	
(18) 女子生徒数	1,574	
小計 [(13)~(18)]		
(19) 校数	76	
(20) 男子生徒数	5,193	
(21) 女子生徒数	2,612	
小計 [(1)~(18)]		
(22) 校数	144	
(23) 男子生徒数	9,915	
(24) 女子生徒数	3,359	
近代外国語（複数）のみ必修		
(25) 校数	422	
(26) 男子生徒数	67,470	
(27) 女子生徒数	74,778	
近代外国語1科目のみ必修		
(28) 校数	60	
(29) 男子生徒数	11,092	
(30) 女子生徒数	13,395	
古典語選択		
(31) 校数	4	
(32) 男子生徒数	138	
(33) 女子生徒数	48	
近代外国語選択		
(34) 校数	7	
(35) 男子生徒数	2,318	
(36) 女子生徒数	2,475	
古典語必修又は選択・近代外国語必修		
(37) 校数 [(22)+(25)]	566	
(38) 男子生徒数 [(23)+(26)]	77,385	
(39) 女子生徒数 [(24)+(27)]	78,137	
言語選択のみ		
(40) 校数	11	
(41) 男子生徒数	2,456	
(42) 女子生徒数	2,523	
外国語なし		
(43) 校数	55	
(44) 男子生徒数	12,212	
(45) 女子生徒数	8,016	
総計		
(46) 校数 [(37)~(43)]	632	
(47) 男子生徒数 [(38)~(44)]	92,053	
(48) 女子生徒数 [(39)~(45)]	88,676	

資料：Müller, D. K./B. Zymek, (hrsg.) ; Datenhandbuch zur deutschen Bildungsgeschichte, Bd. II. Höhere u. mittlere Schulen, 1. Teil. 1820-1945, 1987. S. 301-302. より作成

た。

教科課程の諸形式は、「生徒の職業選択に対応したもの<sup>20)</sup>」であるとともに、帝国主義段階に入ったドイツ産業界の要望に応えようとしたものであることは明らかであろう。また、この時期においても依然として一部の中間学校がもっていた中等学校の準備校的な性格を文部省当局が主張できず、承認せざるをえなかったことを示すものとなっている<sup>21)</sup>。

「新制中間学校規程」において中間学校はすべての資格から排除されていたが、1911年の通達によっ

て、完全に構成された中間学校の卒業生に対して一年志願兵資格が与えられることになり<sup>22)</sup>、翌1912年、満17歳以前には一年志願兵資格が付与されないという規定が廃止され、中間学校の15歳の卒業生は第二外国語の教育を受けているという条件で一年志願兵委員会の試験を受ける権利を得た<sup>23)</sup>。ただし、中等学校の生徒が学校証明により取得する一年志願兵資格には「ほとんどの行政職試補 [Super-numerate] への就職、専門学校への入学<sup>24)</sup>」という諸資格が結びついていたが、この試験による一年志願兵にはこのような諸資格は与えられなかった。また、このことによって中間学校が中等学校として認められたわけではない。この時点でもプロイセン文部省は初等教育機関のカテゴリーに含めて掌握している<sup>25)</sup>。

### (3) 第一次大戦後

1919年のワイマール憲法第146条の「すべての者に共通な基礎学校 [Grundschule] の上に中間的及び中等学校制度が構築される<sup>26)</sup>」という規定にもとづいて公布された1920年の「基礎学校に関する、及び予備学校廃止に関する法律<sup>27)</sup>」(ライヒ内務大臣所管)により、基礎学校(初等段階4年間)がドイツ全土に設置されることになった。プロイセンでは1921年「基礎学校教科課程編成基準」によって基礎学校の教科は宗教、郷土科、ドイツ語、算数、図画、唱歌、体操、裁縫(女子の第3、4学年)とされ<sup>28)</sup>、1922年の「民衆学校上級教科課程編成基準」により基礎学校に続く民衆学校上級段階4年間の教科は宗教(場合によって生活科)、ドイツ語、歴史及び公民科、地理、博物、算数、幾何、図画、唱歌、体操、裁縫(女子)とされ、ほかに手工科(男子)と家庭科(女子)を加えることができるとされた<sup>29)</sup>。民衆学校上級段階をもって義務教育を終え、その後、職業学校で継続教育を受けるという庶民の一般的な教育経路が定められた。

ドイツ全体では1925年4月18日「基礎学校教科課程に関する法律」が公布され、「特に能力のある児童<sup>30)</sup>」は基礎学校第3学年をもって修了し、中間学校または中等学校へ進むことができるようになった。

中間学校についてプロセインでは1925年6月1日の「中間学校規程 [Bestimmungen über die Mittelschule vom 1. Juni 1925]」により中間学校は基礎学校の上に6年制学校として設置されることになった<sup>31)</sup>。したがって中間学校の最終学年は1年延長され、年齢を基準とすると中等学校の第2下級に対応することになった(図-2参照)。この規程では以下のようないくつかの教科課程の形式が示された<sup>32)</sup>。

- I. 男子のための一般的教科課程
- II. 将来の職業に配慮した男子の教科課程
  - II-1. 商業・交通における職業を配慮した教科課程
  - II-2. 工業における職業を配慮した教科課程
- III. 女子のための一般的教科課程
- IV. 将来の職業を特に配慮した女子の教科課程
  - IV-1. 商業・交通における職業を配慮した教科課程
  - IV-2. 家政・社会福祉における職業を配慮した教科課程

図一2 ワイマール共和国時代のドイツ（プロイセン）の学校構造

学年	上構	ドイツ	高等	実科	ギム	第1上級19歳
	1	学校	実科	ギム	ナ	第1下級18
	中2	校	高科	ム	ジ	第2上級17
	間3	等	学校	ナ	ウ	第2下級16
	学4	学	校	ジ	ム	第3上級15
	校5	校		ウ	ム	第3下級14
13						第4級 13
12						第5級 12
11	職業専門学校					第6級 11
10	職業学校					
9						10
8						9
7	民衆学校					8
6	上級段階					7
5						6
4						
3		基礎学校				
2						
1						

資料：Michel, B. /H. -H. Schepp (hrsg.) ; Politik und Schule von der Französischen Revolution bis zur Gegenwart Bd. 2. 1974. S. 103. をもとに作成

## V. 中等教育機関への準備のための男子及び女子の教科課程

[I]から[IV]までは第一外国語必修、第二外国語選択、[V]は両者とも必修とされている。[V]以外の教科課程では速記、タイプライター、工作、保健などの科目が選択として新たに加えられており、1910年の新制中間学校規程よりさらに実務的側面が強められた。

中間学校が基礎学校の上に設置されることになったため、両者の接続関係の明確化が問題とならざるをえなくなった。1924年3月12日の選抜規定により、入学試験が課せられることになったが、10歳の児童に試験を課すことには反対の声が大きく、1931年12月10日の訓令により「基礎学校在学中に得た諸証明、最終学年の教員による評価表、基礎学校と上級学校との共同でなされる鑑定」により入学資格を判定することになり試験は廃止された。ただし、入学を希望する児童が定員を越える場合には「基礎学校と受け入れ側の学校の教員（同数）によって構成される委員会<sup>33)</sup>」が特別な試験を課すことができるものとされた。

中間的諸学校の多様性を規制するという、1872年の一般規程以来の行政当局の試みに一応のピリオードが打たれたのはナチス政権下であった。1938年プロイセン文部省は「中間的な諸学校の新秩序に関する大臣訓令 [Minister-Erlaß vom 1. Juli 1938 betr. Neuordnung des mittleren Schulwesens]」により、中間学校制度から中等学校の教科課程に基づいた学校、中等学校の準備教育をしていった学校を排除した<sup>34)</sup>。中間学校は英語を必修科目とし第二外国語を選択科目（第3級から第6級まで）とした6級制中間学校と、民衆学校の第6級に上構された4級制の中間学校コース [Mittelschuleinrichtung an Volksschule] というふたつの形態のみが認められることになった（図一3参照）<sup>35)</sup>。中間学校制

図一3 ナチス期ドイツの学校構成（1937年以降）

		文部省所管						党所管教育機関 及び教育諸団体		年齢
2-5年 2年 1/2年		大学								
		[兵役] [労働奉仕] 専門学校						A. ヒトラー <sup>学校</sup> (男子)	ヒトラーユーゲント HJ	年齢
学	12	職業専門学校		上構	6中	上等	高 等 学 校	ギ ム ナ ジ ウ ム	BDM	18
	11	ないし職業学校		ク	5間	学	学校			17
	10			ラ	4学					16
	9				3校					15
	8									14
	7									13
	6								JV	12
	5								JM	11
年	4	民衆学校								10
	3									9
	2									8
	1									7

資料：Michael, B. /H. -H. Schepp (hrsg.) ; Politik und Schule von der Französischen Revolution bis zur Gegenwart Bd. 2. 1974. S. 217より作成

度から中等学校準備校的な性格を、あるいは短縮された中等学校という性格を完全に排除するというこのような政策は1939年12月15日のライヒ文部省の「中間学校の教育に関する規程 [Bestimmungen über Erziehung und Unterricht in der Mittelschule]」によってドイツ全土において貫徹されることになった。

## II. 一年志願兵資格と「第2上級成熟」

19世紀において中間学校が中等学校と区別された教育行政上のメルクマールのひとつは中等学校に認められていた一年志願兵になるための教育修了証明書（学校証明）を発行する権限が中間学校には認められなかつたことである。プロイセンの場合通常2年ないし3年の一般兵役義務を1年に短縮でき、その服務のうち予備役将校という当時のドイツ市民にとって高い社会的威信を得られる一年志願兵資格はそれ自体「一般大衆とは異なる階層に所屬していることを証明する<sup>36)</sup>」ものであり、大学進学資格であるアビトゥアに劣らず中等教育機関の特典であった。一年志願兵となるためには「一年兵役志願者のための管区委員会」のもとで試験を受ける方法と、上記の「学校証明」により無試験で資格申請できる道があり<sup>37)</sup>、この制度本来の目的及び実績から後者が根幹となっていた。「学校証明」の条件は1877年までは中等学校として認可された教育機関の第2下級 [Untersekunda] であったが、この年からこの制度が廃止される1918年までは第2上級への進級、すなわち「第2上級成熟 [Obersekunda]

dareife]」とされた<sup>38)</sup>。

兵役短縮権利というこの一年志願兵資格は「学校教育とは無縁な要素」でありながら、「組織された学校構成における中心的な分配装置へと発達し」、すべての生徒にとって、「将来の職業のための、評価できないほどの利益<sup>39)</sup>」と結びついていった。逆に一年志願兵資格は、社会的な「障壁<sup>40)</sup>」となり、職業についても一つの「遮断メカニズム<sup>41)</sup>」となった。したがってこの資格のもつ意味はたんなる軍資格を越えるものであった。「中間的な職業のための成熟証明」として、一年志願兵資格は公的な行政(郵便、関税、警察、財務など)への優先入場権となっただけでなく、工業、銀行、商業など実業界もまた、その新任者に対してこの資格を要求することになったのである<sup>42)</sup>。

第一次世界大戦後的一般兵役義務の廃止にともない一年志願兵制度もドイツでは姿を消すことになった。しかしながら、この一年志願兵資格の前提条件であった学校教育水準は、「一年志願兵」という実体が喪失してしまったにもかかわらず、「20世紀の後半に至るまで、しばしば中間的な職階への経路もしくは一定の実務経験の後の専門上級学校 [Fachoberschule] での修学を可能にする、中等学校での在学修了を表示するものとして<sup>43)</sup>使われることになる。それは、一年志願兵資格が大学進学資格と並んで中等学校と雇用システムとを結合する要素であったためである。

中等学校では、「第2上級のための成熟」と記載された修了証明 [Abgangszeugnis] (非完全校の場合) もしくはクラス証明 [Klassenzeugnis] (完全校の場合) を発行することになったが<sup>44)</sup>、これらの証明は、職業経路のための資格規定という点では一年志願兵資格の機能を受けついだものであった。このレベルの資格は求職者を選抜する手段として特に私企業から求められたといわれている<sup>45)</sup>。

### III. 「中間成熟証明」と三分岐複線型学校制度の完成

第一次大戦後、中間学校の修了に対しても一定の資格を与えるべきであるとする、とくに中間学校関係者<sup>46)</sup>の声がますます大きなものになっていた。戦前に一年志願兵資格を得ていたことがこの要求の重要な根拠となっていたことは疑いのないところであろう。しかし、既得権を保持しようとした中等学校の教員を中心とする反対論も根強く、プロイセンでは戦後間もない1920年から開始されたこの論議は1927年になってようやく決着することになった。

1925年の「中間学校規程」によって中間学校卒業は年齢を基準とすると中等学校の「第2上級成熟」に対応することになったが、「第2上級成熟証明」とは別個に「中間成熟証明 [die mittlerer Reife]」なるものが新たに設定されることになった。

1927年3月22日プロイセンでは「中間成熟証明」に関する訓令が公布され、次の者に「中間成熟証明」が与えられるとした。①「第2上級成熟証明」をもつ中等学校の生徒。この証明書には「この証明には中間成熟証明を含む」と記載される。②認可された中間学校<sup>47)</sup>の卒業生。この修了証明には「修了証明（中間成熟証明）」という上書きがなされる。

中等学校と中間学校のそれぞれの記載の違いによって中間学校の「中間成熟証明」は「第2上級成熟証明」に比べてその価値が引き下げられており、中等学校の優位が保障されていた。すなわち「第2上級成熟証明」の保持者は自動的に「中間成熟証明」を所持し、大学進学資格につながる9年制中

等学校の上級段階に進む権利を得、同時に「中間官吏経路への特権的な就職も可能」であった。他方「中間成熟証明」は「職業と生活に必要な」成熟証明であり、「職業構成のなかの中間的な経路への就職」と中級の専門学校への進学のみを可能にするものとされた。このような教育コースの修了は現在の西ドイツの「中間修了証明 [der mittlere Abschluß]」の水準にほぼ対応するものである。このことによって第一種 [erster Klasse] と第二種の「中間的成熟証明」が存在することになった<sup>48)</sup>。

つづいて1928年3月12日の訓令においてプロイセンの中間学校に与えられる諸資格がまとめられたが、男子中間学校の卒業生には次に示す進学・職業経路だけが開かれたにすぎなかった<sup>49)</sup>。

- (1)高等商業学校 (2)高等機械製造学校 (3)建築学校 (4)営林国家公務員 (5)高等農業学校
- (6)酪農・農耕学校 (7)音楽家庭教師 (8)巡査部長及び警察幹部職員の速成養成経路。

国（ラント）ないし自治体の行政職など中間学校の関係者が望んだ資格は抜け落ちており、中等学校との接続も断ち切られている。

1931年3月31日ドイツ諸ラントは以下のような協定<sup>50)</sup>を結び、「中間成熟証明」が全国的に導入された。

- 「1. 中間成熟の証明は普通教育の等級を示す証明であり、職業構成のなかの中間段階の職階又は職業経路に就くために必要な知的な成熟証明である。
- 2. 中間成熟を得るためにには原則として最低10年間の完全な学校教育を必要とする。この学校教育は少なくともプロイセンの認可された中間学校の成熟程度に相当する普通教育を保証するものでなければならない。専門学校では外国語のかわりに深められた専門教育を行うことができる。
- 3. 中間成熟証明は次の公的な普通教育機関で授けられる。
  - (a) 基礎学校に上構された6級の中等教育機関ないし上構形式の中等教育機関の最初の3つの級に在学し、一定の成績を修めた場合。
  - (b) 6級制の中間学校に在学し一定の成績を修めた場合。
  - (c) 少なくとも10年の教科課程をもち、その教科課程と教員が指示された普通教育を保障する比較的高水準の民衆学校に在学し一定の成績を修めた場合。
- 4. 中間成熟証明は次の場合には公的な専門学校制度のなかでも与えられる。
  - (a) 民衆学校に上構され、少なくとも3年の教科課程をもつ専門学校に在学し一定の成績を修めた場合。
  - (b) 民衆学校の教育目的を修めたのち、最低2年間の職業生活に従事したことを入学条件とする最低2年の教科課程をもつ専門学校に在学し一定の成績を修めた場合。」

これにより、中間学校は学校教育を基準とする資格制度のなかに位置づけられることになり、またプロイセンの中間学校が他のラントの同程度の普通教育機関や専門学校の基準となった<sup>51)</sup>。

ルントグレーンはこの時点をもって三分岐された学校制度が成立した<sup>52)</sup>、としている。しかしながら10年課程の民衆学校や専門学校の生徒にも与えられることになったため（表一3参照）、この「中間成熟証明」に対する社会的評価は低いものとされ、「維持することすら困難となり<sup>53)</sup>」、1938年3月3日の大臣訓令によって「中間成熟証明」は廃止されるに至り、以後各学校の卒業証明のみが「成熟」の基

準とされることになった<sup>54)</sup>。このことにより、資格制度の上において中等学校と中間学校はそれぞれ卒業証明を基礎資格とするまったく別個の系統として位置づけられることになったのである。

1938年7月1日の「中間的学校制度の新規程に関する大臣訓令」は「経済、軍隊、行政における中間指導者層の必要に限定された、比較的高い実践的な普通完成教育」を新しい中間学校にゆだねた。この訓令は中間学校の性格を従来よりも明確に規定した。すなわち中間学校制度から中等学校準備校的な性格をもった学校（レクトラーツシューレ等）を最終的に排除したのである。基礎学校に接続する6級制を中間学校の基準型とし、民衆学校における中間学校コースを4級制の上構型とした。レクトラーツシューレ等はこのような狭義の中間学校または非完全中等学校に転換させられたのである<sup>55)</sup>。

「新制中間学校規程」（1910年）そして「中間学校規程」（1925年）がともに中等教育機関への進学準備のための教科課程を中間学校に対して認めていたのは農村部における中間学校が都市部のそれと異なり中等教育の下級段階の機能を果たしていたという実態があったからである。公立中間学校は圧倒的に都市部に多く存在し、農村部に多くみられた中間学校は比較的小規模の私立の学校（レクトラーツシューレ等）であり、このような中間学校はその地域には存在していない中等学校の代替またはバイパス機能を果たしていたのである。1937年当時においても進学準備のための教科課程をもつ中間学校198校のうち189校がその地域で（民衆学校は別として）唯一の学校〔Alleinschule〕であり、他方職業指向の教科課程をもつ中間学校300校のうち、その地域で唯一の学校であったのはわずかに26校にすぎなかった<sup>56)</sup>。したがって行政当局も農村部の中等学校を欠いているというこの現実を無視することはできなかったのであるが、1938年のナチスの規制は、近隣の都市にある中等学校への準備教育という、農村部での私立中間学校の機能を強引に剥奪することを意味したのである。

ここにおいて中間学校制度は、中等学校制度及び初等教育制度から明確に区分され、独自の系統としての位置づけが確定されたといえる。このような三分岐複線型学校制度の完成は、国民を国家の「指導のもとに、提起された計画を実行する第一隊列」、「知的労働と肉体労働、管理的仕事と実務的仕事」とが混在している職業従事者たる第二隊列」そして「指導され計画された通りに行動し、国民生活の課題に自主的に取りくむ第三隊列」に区分し、「このような我が民族の経済的社会的な構造に応じて三分岐された学校制度〔die Dreiteilung des Schulwesens〕が必要である<sup>57)</sup>」としたナチス教育行政の

表-3 「中間成熟証明」と「第2上級成熟証明」取得者数（1931年：全国）

	「中間成熟証明」						「第2上級成熟証明」		
	民衆学校と上構クラス			中間学校			専門学校 <sup>a</sup>	中等学校	
	公立	私立	計	公立	私立	計		全国	公立
(男)	1,846	84	1,930	14,692	2,111	16,808	5,288	31,378	5,358
	718	—	718	7,282	73	7,355	3,210	15,532	504
(女)	1,128	84	1,212	7,410	2,038	9,448	2,078	15,846	4,854
									20,700

a : プロイセンを除く

資料:Lundgreen, P.; Sozialgeschichte der deutschen Schule im Überblick, II, S. 66. より作成

露骨な選別政策によってもたらされたのである。1939年のライヒ文部省の「中間学校の教育に関する規程」は以上のようなプロイセンの施策を他のラントにおいても実施したものであり、これによって全ドイツ的規模において三分岐複線型学校制度が完成されたとみなすことができるのである。

## 結 び

1872年の「一般規程」以来の中間的諸学校に対するプロイセンおよびライヒの教育行政当局の施策は現実的には施策に先行する形で持続的に発展するこれら教育機関を後追い的に制度化しているとみられるのであるが、その規制の方向においては中間諸学校の既成の現実に対する妥協の強弱という差異はあるものの、その根底に一貫した方針を認めることができる。すなわち中間学校を中等学校から分離し、民衆学校に接続する中間階層のための普通完成教育機関として位置づけるという方針である。この方針は時代の推移とともに次第に明確化されていったとみるべきであろう。

この点については帝制期のプロイセンの施策はワيمール共和国時代のドイツにおいても継承されており、そしてナチスの中間学校政策も例外ではない。すくなくとも中間学校制度に対する政策においてナチスの施策は「一般規程」以来の方針の貫徹とみなすべきものであり、ここにおいて中間学校は中等学校と明確に分離され、三分岐複線型学校制度の完成をみたのである。

しかしながら、これまでみてきた中間学校に対する規制の過程においては個々の歴史的段階の特質にも注目すべきであろう。1872年の「一般規程」はラテン語を必修ではなく選択科目とする基準教科課程を提示するという控え目な統制にすぎなかったが、1910年の「新制中間学校規程」および1925年の「中間学校規程」では中等学校への準備教育を認めながら、「基準形式」たる一般的教科課程というかたちで行政当局がめざす中間学校の指向性を示したのである。中等学校への準備のための教科課程を中間学校に認めたのはレクトラーツシューレなど本来そのような機能を担ってきた教育機関の根強い抵抗をうかがわせると同時に、中間学校を「中等教育の安価な代替品」として設定することにより中等学校の社会的威信を維持しようとする行政当局の意図を見ることができる。普通完成教育と中等学校への準備教育という二つの機能をもつ中間学校の複合性はナチスの強力な教育統制によってはじめて止揚されたのであるが、これは政策の転換ではなく徹底化とみるべきであろう。階級社会の直接的反映としての複線型学校体系はナチスの学校政策において露骨にその本質を明らかにしたのである。

中間学校を中等学校から分離し、独自の学校系統として位置づけるという1872年から1939年までの政策の実施過程で重要な役割を果たしたのは「中間成熟証明」という修了資格であったといえよう。1927年の「中間成熟証明」の導入によって中間学校は学校教育を基礎とする資格制度に組み入れられ、高等商業学校などの若干の専門教育機関との接続関係および職業経路が明示されたことにより、中等学校と競合しない独自の学校系統として位置づけられる基盤ができたのである。「中間成熟証明」は中間学校の教育を中等学校のそれから明確に区分する機能を果たしたといえる。全ドイツにこの「中間成熟証明」を導入した1931年協定が1938-39年のナチスの施策の実現を容易にしたとみなすことができるのである。

## 注

- 1) 梅根悟『近代国家と民衆教育—プロイセン民衆教育政策史—』誠文堂新光社 1967年 p. 363.
- 2) Lundgreen, P.; Sozialgeschichte der deutschen Schule im Überblick, Teil II. 1918-1980, Göttingen, 1981, S. 51.  
ベーリングもこの「1927-31年説」を支持している。(Bölling, R.; Sozialgeschichte der deutschen Lehrer, 1983 Göttingen, S. 19. 望田幸男ほか訳『歴史のなかの教師たち』1987年ミネルヴァ書房 p. 11.)
- 3) 広義の中間学校に不完全中等学校 [Proanstalten]などを含めている議論もあるが (Vgl. Müller, D. K. /B. Zymek, (hrsg.) ; Datenhandbuch zur deutschen Bildungsgeschichte, Bd. II. Höhere u. mittlere Schulen, I. Teil, 1800-1945, 1987. Göttingen, S. 292f.), 本稿ではこれらの学校を一応分析対象から除外している。
- 4) 後述するように1931年以降プロイセンの中間学校がドイツ全体におけるこの種の教育機関の「基準」となる。
- 5) Lundgreen, P.; a. a. O., S. 50.
- 6) レクトラーツシューレは地方の比較的規模の小さな地域に設置されていた中等学校進学準備学校であった。その教科課程は精々中学校の第3上級までしかなかった。(Maaßen, N. (Hrsg.) ; Geschichte der Mittel-und Realschulpädagogik, Bd. 2. Hannover, 1961. S. 38)
- 7) 拙稿「19世紀ドイツ学校教育制度の構造(III)——年志願兵資格と実科学校——」聖徳学園女子短期大学紀要 第13集 1987年 p. 25-40. 参照
- 8) 長尾十三二『西洋教育史』1987年 東京大学出版会 p. 212-213.
- 9) Maskus, R., Die Neuordnung der Mittelschule in der Weimarer Republik. in : Heimehann, M. (hrsg.) ; Sozialisation und Bildungswesen in der Weimarer Republik. Stuttgart. 1976. S. 93.
- 10) Günther, K.-H. u. a. (hrsg.) ; Geschichte der Erziehung, 11. Aufl. Volk und Wissen, 1973. S. 360.
- 11) Lundgreen, P.; a. a. O., S. 50.
- 12) 梅根 前掲書 p. 363.
- 13) Lundgreen, P.; a. a. O., S. 50-51.
- 14) Maaßen, N.; a. a. O., S. 9.
- 15) Lundgreen, P.; a. a. O., S. 51.
- 16) Maaßen, N.; a. a. O., S. 10.
- 17) Maskus, R. (hrsg.) ; Zur Geschichte der Mittel-und Realschule, Klinkhardts Pädagogische Quellentexte, 1966. Bad Heilbrunn. S. 87.
- 18) 9級制中間学校は1874年のPosenを嚆矢として1909年までに29校が設置されていた。(Maaßen, N.; a. a. O., S. 13)
- 19) Maskus, R.; Quellentexte, a. a. O., S. 89-100. [中間学校は「原則的には男女別学」(第10条)とされた]
- 20) Maskus, R.; Neuordnung, a. a. O., S. 93.
- 21) この新制中間学校規程によって「民衆学校から中間学校を経由して中等学校あるいは高等女学校へ進学する道が開かれた」(世界教育史体系『ドイツ教育史II』1877. 構談社 p. 74.) とするのは誤りであろう。前述したように中間学校のなかには短縮された中等学校といえる教育機関を含んでいたからである。むしろこの規程は文部省が「中等学校の教科課程を志向していた一部の中間学校についても、それらを中等学校として認可することなく、いかに規制すべきか苦心した」(Lundgreen, P.; a. a. O., S. 52.) 結果であったとみるべきであろう。
- 22) Erlaß über die Berechtigungen für Schüler u. Schülerin voll eingerichteter Mittelschulen v. 10. April 1911.
- 23) Schwartz, H. (hrsg.) ; Pädagogisches Lexikon, 1. Bd. 1928 Bielefeld u. Leipzig, S. 467. なお、第2外国語という条件が設定されていたため、その卒業生に受験資格を与えることのできた中間学校の数は限られていたと思われる。
- 24) Maaßen, N.; a. a. O., S. 33.
- 25) Romberg, H.; Staat und Höhere Schule, Ein Beitrag zur deutschen Bildungsverfassung vom Anfang des 19. Jahrhunderts bis zum Ersten Weltkrieg. 1979, Frankfurt am Main, S. 269-270.
- 26) Die Verfassung der Deutschen Reichs vom 11. 8. 1919., Mosler, H. (hrsg.), 1972. Stuttgart. S. 46.
- 27) Michael, B. /H. -H. Schepp (hrsg.) ; Politik und Schule von der Französischen Revolution bis zur Gegenwart Bd. 2. 1974. S. 75-76.

- 28) ebenda. S. 88.
- 29) ebenda. S. 91.
- 30) Führ, C.; Zur Schulpolitik der Weimarer Republik, Die Zusammenarbeit von Reich und Ländern im Reichsschulausschuß (1919-1923) und im Ausschuß für das Unterrichtswesen (1924-1933), 1970, Weinheim S. 163.
- 31) 1925年6月1日付プロイセン文部大臣 [Minister für Wissenschaft, Kunst und Volksbildung] ベッカー [Becker] の訓令。(Maskus, R.; Geschichte a. a. O., S. 100-112.)
- 32) ebenda. S. 102-106.
- 33) Maaßen, N.; a. a. O., S. 64.
- 34) Lundgreen, P.; a. a. O., S. 55.
- 35) 中間学校コースでは第二外国語は教授されないことになっている。なお、この訓令では従来の最上級から数えるのをやめ、第6級を最下級とする数え方をしている。(Maaßen, N.; a. a. O., S. 88.)
- 36) Hopf, B./J.Peege; Auswirkungen des deutschen und österreichischen Einjährig-Freiwilligen-Rechts auf das Verhältnis von Berufsbildung und Allgemeinbildung, in : Rettenbeck, L. K./M. Liedtke, (hrsg.) ; Regionale Schulentwicklung im 19. und 20. Jahrhundert, 1984 Bad Heilbrunn S. 105. なお一年志願兵は兵役期間を短縮できるかわりに「その兵役中、衣服、装備及び食料を自弁」しなければならなかつたが、その標準的な費用は歩兵で2,000マルク、騎兵では4,500マルク（1888年当時）だったといわれている（ebenda. S. 106）。1891年の都市における民衆学校男子教員の平均年収が諸手当を含めて1,812マルク（Bölling, R.; 1983, S. 73）であったことと比較すると、一定の資産のない家庭の子弟が一年志願兵となることは困難であったと思われる。
- 37) Wiese, L. -Kübler, O.; Verordnungen und Gesetze für die höhern Schulen in Preußen, 3. Ausgabe, bearbeitet und bis zum Anfang des Jahres 1886 fortgeführt von O. Kübler, Erst Abteilung. Die Schule. 1886 Berlin, S. 460.
- 38) Jeismann, K. E.; Das höhere Knabenschule, in : Jeismann, K. E. /P. Lundgreen, (hrsg); Handbuch der deutschen Bildungsgeschichte, Bd. 3. 1800-1970, 1987 München, S. 167.
- 39) Hopf, B. /J. Peege ; a. a. O., S. 105.
- 40) Müller, D.; Sozialstruktur u. Schulsystem, 1977, S. 40.
- 41) Meyer, R.; Das Berechtigungswesen in seiner Bedeutung für Schule und Gesellschaft im 19. Jahrhundert, In ; Zeitschrift für die Gesamte Staatswissenschaft, Bd. 124, 1968. S. 775.
- 42) Hopf, B. /J. Peege ; a. a. O., S. 105.
- 43) Jeismann, K. E.; a. a. O., S. 167.
- 44) Müller, D. K. /B. zymek.; Datenhandbuch, a. a. O., S. 25.
- 45) Schwartz, H. (hrsg.) ; Pädagogische Lexikon, 3. Bd. 1930, S. 705.
- 46) 「ドイツ中間学校父母全国連盟 [Reichsverband der Elternschaften Deutscher Mittelschulen]」、「中間学校卒業者連合 [Bund der Verein ehemaliger Mittelschulschüler]」などがあり、これに「プロイセン都市会議 [Preußischen Städtetag]」など支援グループが加わった。(Maaßen, N. a. a. O., S. 66.)
- 47) プロイセン文部大臣の1927年3月22日の中間成熟証明の授与に関する指導要綱による。Schwartz, H. (hrsg.); Pädagogische Lexikon, Bd. 3. 1930. S. 705. 但し、すべての中間学校に「中間成熟証明」を発行する権限が与えられたわけではなく、この権限を得るために1925年の規程の条件を充足しなければならなかつた。プロイセンの場合、「中間成熟証明」の発行権を認められた中間学校は公立で86%、私立で65%（ともに1926年）であったといわれている。(Lundgreen, P.; a. a. O., S. 66.)
- 48) Maaßen, N.; a. a. O., S. 67ff.
- 49) 女子の中間学校は次のように男子中間学校に比べると多くの資格を得た。(1)高等商業学校 (2)女子補習学校 (3)家政婦養成課程 (4)家政学校 (5)女子青年学校 (6)幼稚園・託児所保母養成への進学。そして1931年からは (7)幼稚園保母 (8)民生委員 (9)音楽家庭教師 (10)農家生活改善普及員 (11)体育教員 (12)家庭科教員 (13)実業学校教員の資格。(Maaßen, N. a. a. O., S. 68.)
- 50) Die Verreinbarung deutschen Länder über die mittlere Reife. (Maaßen, N.; a. a. O., S. 70.)
- 51) Maskus, R.; Neuordnung, S. 102.

- 52) Lundgreen, P ; a. a. O., S. 51.
- 53) Maaßen, N.; a. a. O., S. 70.
- 54) 中間学校の卒業証明はこれ以後も「中間成熟証明」とよばれていたようである。なお1939年公示された「ドイツ公務員の養成と経路に関する規定」は中間学校にとって歓迎すべきものとなった。すなわち、この規定は中間学校の卒業証明を「非技術職の中級公務員 [gehobene nichttechnischen Dienst]」になるための条件とすることによって、それまで存在していた、「第2上級成熟証明」と「中間成熟証明」との差異を「中間成熟証明」を優遇する形で解消したのである。(Lundgreen, P.; a. a. O., S. 56.)
- 55) Min. Erl. vom 1. Juli 1938 betr. Neuordnung des mittleren Schulwesens. (ebenda. S. 86.)
- 56) Lundgreen, P ; a. a. O., S. 60-61.
- 57) Benze, R. (hrsg.) ; Deutschen Schulerziehung, in : Jahrbuch des deutschen Zentralinstituts für Erziehung u. Unterricht 1940. Zit. nach Kraul, M.; Das deutsche Gymnasium 1780-1980, 1984. Frankfurt am Main, S. 168.